糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務
プロポーザル実施要領

１．目的

糸田町（以下「町」という。）では、糸田町放課後児童クラブの管理運営業務を行うため、地方自治法第 244 条の２第３項に規定する指定管理者について、本要領及び糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する内容で募集するものとする。

２．業務名

糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務

３．施設・業務の概要及び管理の基準

（１）施設の概要

施設の名称	糸田町放課後児童クラブ
所在地	福岡県田川郡糸田町 3235 番地
支援単位数・定員	4 単位（1 支援単位あたり 30 人まで）

（２）業務の概要

仕様書のとおり

（３）管理の基準

指定管理者が行う管理業務の範囲は以下のとおりとする。

ア　施設の維持管理に関すること

イ　糸田町放課後児童クラブ事業の実施に関すること

ウ　指定管理業務に関する事業計画書及び事業報告書の提出に関すること。

※その他、詳細は仕様書による。

４．指定期間

（１）指定期間	令和９年４月１日～令和 12 年３月 31 日
（２）準備期間	指定管理者選定後～令和９年３月 31 日

５．指定管理料等

（１）指定管理料の上限額

138,000,000 円（非課税）　　※指定期間内（３ヵ年分）の合計額

（２）利用料金に関する事項

ア　保護者負担金

糸田町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理運営に関する条例第 5 条及

び同条例施行規則第 8 条の規定に基づく保護者負担金を利用料として毎月徴収する。なお、徴収した利用料は指定管理料から差し引くこととする。

イ　傷害保険料

指定管理者は、利用者負担により、糸田町放課後児童クラブの利用者を普通傷害保険に加入させること。

ウ　自主事業に伴う収入

指定管理者は、施設の設置目的に合致するとともに施設の魅力を高め、かつ業務の実施を妨げない範囲で指定管理者の費用及び責任により独自の規格で行う事業について、料金を徴収し収入を得ることができる。ただし、自主事業を実施する場合、事前に町へ計画書を提出し、承認を得ること。

６．選定スケジュール

項目	日程
募集の公告	令和８年９月 18 日（金）
参加表明書提出期間	令和８年９月 18 日（金）～10 月 14 日（水）午後５時
参加表明書に関する質問受付期間	令和８年９月 18 日（金）～10 月２日（金）午後５時
参加表明書に関する質問回答期間	令和８年 10 月７日（水）までに随時回答
参加資格の決定及び通知	令和８年 10 月 15 日（木）
企画提案書等の提出期間	令和８年 10 月 15 日（木）～10 月 29 日（木）午後５時
企画提案書に関する質問受付期間	令和８年 10 月 15 日（木）～10 月 21 日（水）午後５時
企画提案書に関する質問回答期間	令和８年 10 月 23 日（金）までに随時回答
プレゼンテーション	令和８年 11 月４日（水）～11 月６日（金）うち１日
選定結果の通知	令和８年 11 月 13 日（金）

※参加者が４者以上の場合、後述の選定基準に基づき事前審査を実施する。事前審査の合計得点が高い方から上位３者程度に絞り、プレゼンテーションを行うものとする。

その他、プレゼンテーションの詳しい詳細は別途通知する。

※選定結果については町ホームページで公開する。

※各期日については目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

７．参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす団体であること。ただし、団体の法人格の有無は問わないものとする。

（１）法律行為を行う能力を有する者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定のいずれにも該当していないこと。

（３）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の２第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者でないこと。
（４）指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第 92 条の２、法第 142 条又は法第 180 条の５第６項の規定に抵触することとなる者でないこと。
（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（６）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（７）糸田町の競争入札参加資格者名簿（役務）に登載されていること。
（８）契約締結までの間に、本町又は福岡県より指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
（９）福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
（10）糸田町暴力団排除条例第６条、糸田町暴力団等排除措置要綱第３条及び第５条による排除措置、並びに、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等又は福岡県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
（11）本業務に関する十分な実績と能力を有していること。
（12）国税及び地方税を滞納していないこと。

８．提出書類
（１）参加表明書の提出について
ア　提出期間
令和８年９月 18 日（金）～10 月 14 日（水）午後５時必着
イ　提出書類
①参加表明書（様式第１号）
②履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）又は団体の代表者の身分証明書の写し
③前事業年度の財務諸表
（損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類）
④業務経歴書（任意様式）
※過去５年以内に実施した、国及び地方公共団体における同種・類似業務の実績について記載すること。
⑤役員等調書及び照会承諾書（様式第２号）
⑥国及び地方税の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書）の写し（免税事業者等も要提出）
※募集の公告日以降に交付されたものに限る。
ウ　提出部数

①～⑥の提出書類　各１部

エ　提出方法及び提出先

〒822-1392　福岡県田川郡糸田町 1975 番地１

糸田町役場　子育て支援課　担当：上野

電話番号：0947-26-1233

Ｆ　Ａ　Ｘ：0947-26-1651

メ　ー　ル：kosodate@town.itoda.lg.jp

上記住所へ郵送（簡易書留）又は持参。

直接持参する場合、開庁日の午前８時 30 分から午後５時まで。

オ　質問受付期間

令和８年９月 18 日（金）～10 月２日（金）午後５時まで

※別に定める「質問票」により、電子メールまたは FAX で提出すること。

※回答は糸田町ホームページで公開する。令和８年 10 月７日（水）までに随時更新するので注意すること。

カ　参加資格の決定通知

令和８年 10 月 15 日（木）

※参加資格決定後、電子メールにより連絡を行い、後日文書を郵送し正式に通知する。メール受信後、結果にかかわらず、直ちに受け取り済みであることをメールまたは電話により連絡をすること。

（２）企画提案書等の提出について

企画提案書の内容は、仕様書の内容を踏まえたものとし、業務遂行のための具体的な事業計画を記載すること。企画提案書の規格は、A4 判縦使い（図表等については A3 判横使いでも可とする）・横書き・左綴じ・文字サイズ 10.5 ポイント以上（図表を除く）・両面印刷で最大 20 枚（40 ページ）以内とする。また、別途定める評価基準表に基づき記載すること。

なお、事前審査用の資料として、企画提案概要書を併せて提出すること。

ア　提出期限

令和８年 10 月 15 日（木）～10 月 29 日（木）午後５時必着

イ　提出書類

【Ａ．企画提案に係るもの】

①企画提案書提出届（様式第３号）

②企画提案書

③人員配置計画書（任意様式）

④見積書（任意様式）

※経費総額の本体価格（税抜き）を記載すること。

⑤見積内訳書（任意様式）

※内訳書は年度ごとに作成すること。また、内訳書には保護者から徴収する利用料についても参考記載すること。

⑥個人情報保護方針等（任意様式）

⑦企画提案概要書（事前審査用・任意様式）

※提案金額及び提案内容が分かるよう、A3 版横使いで１枚にまとめること。

【Ｂ．指定管理者の指定の申込みに係るもの】

⑧公の施設に係る指定管理者申込書（様式第４号）

⑨次に掲げるもののうち、該当するもの

・法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

・非法人にあっては、団体の代表者の身分証明書

・定款、規約その他これらに相当する書類

・指定管理者の募集に係る申込みに関する申立書（様式第５号）

・国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第５号）

⑩管理を行う公の施設の事業計画書

⑪管理に係る収支計画書

⑫次に掲げる当該団体の経営状況を証明する書類のうち、該当するもの

・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類
（既に財産的活動をしている団体のみ）

・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
（作成しているもののみ）

・現事業年度の収支予算書及び事業計画書
（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）

・団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

・団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

ウ　提出部数

【Ａ．企画提案に係るもの】

①、⑥　　… 各１部

②～⑤、⑦… 各 11 部

【Ｂ．指定管理者の指定の申込みに係るもの】

⑧～⑫　　… 各１部

※参加表明書類及び【Ａ．企画提案に係るもの】と重複する提出書類については、申し出により省略を可とする。

エ　提出方法及び提出先

８（１）エに同じ

オ　質問受付期間

令和８年 10 月 15 日（木）～10 月 21 日（水）午後５時まで

※別に定める「質問票」により、電子メールまたは FAX で提出すること。

※回答は糸田町ホームページで公開する。令和８年 10 月 23 日（金）までに随時更新するので注意すること。

カ　事前審査

参加者が４者以上の場合、下記の選定基準に基づき事前審査を実施する。選定方法は書類審査とし、上記⑦「企画提案概要書」の内容に基づき審査を行う。事前審査の合計得点が高い方から上位３者程度に絞り、プレゼンテーションを行うものとする。

事前審査の選定結果については、「９．プレゼンテーション」の案内と併せて通知する。ただし、合計得点や評価内容など、選定有無以外の内容は通知しない。

評価項目	主な評価基準	配点
指定管理者としての適性	・放課後児童健全育成事業の目的を十分理解した運営を期待できるか　など	10
事業内容	・町の現状や業務目的への理解 ・要配慮児童への具体的な対応体制 ・問題発生時の組織的対応体制　など	20
管理運営	・支援員の人材確保、適切な人員配置 ・児童の健康管理や安全対策等への取組、緊急時対応体制　など	20
見積額	・提案価格の妥当性	10
合　　計		60

※提出された企画提案書等は返却しないものとする。

※参加資格決定後、何らかの理由があって企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式第６号）を提出すること。

９．プレゼンテーション

令和８年 11 月４日（水）～11 月６日（金）のうち、糸田町が指定する日時において提案内容のプレゼンテーションを行う。

詳しい日時等については、後日通知する。

10．選定審査

（１）選定方法

企画提案書を元にプレゼンテーションを実施したのちに、糸田町において審査を行い、最も合計得点が高い者を選定する。審査は別途定める評価基準表に基づき行われ、各選定委員の評価点を合計した総合評点で評価する。ただし、審査の結果、総合評点が満点の 6 割に満たない場合、失格とする。なお、総合評点が最も高い事業者が複数となった場合、「事業内容」及び「管理運営」の合計点が高い事業者を指定管理候補者の第１位として選定する。

なお、事前審査の点数・評価はプレゼンテーションでの選定結果に影響しない。

（２）選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果は、令和８年 11 月 13 日（金）午後３時までに町ホームページで公表する。選定された１者に対しては、電子メール及び文書で通知する。

また、選定の過程は非公開とし、選定結果に関する質疑応答には一切応じないものとする。

11. 指定

指定管理者の指定にかかる議案は、令和８年第４回糸田町議会定例会（令和８年 12 月）に提案を予定している。

12. 注意事項

（１）参加者は１つの提案のみ行うこと。

（２）参加表明書及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
・指示した事項又は企画提案書に関する条件に違反したとき。
・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
・虚偽の内容が記載されているもの。
・１つの法人、団体及び同一の代表者が重複して複数の参加表明または提案を行った場合。
・企業グループの構成員が、単独または他の企業グループの構成員として、本業務の提案を行った場合。

13. その他

（１）本選定は、令和９年度当初予算の成立を前提とした事前準備の手続であるため、当該予算案が否決された場合、10（２）の選定結果に基づく協定の締結に至らないことがあるので留意すること。

（２）企画提案書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

（３）提出された企画提案書は、候補者の選定以外には、提出者に無断で使用しないこ

ととする。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

（４）提出された書類は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

（５）提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。

（６）本プロポーザルは、指定管理候補者の選定を目的に行うものであり、協定締結後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。糸田町議会において指定管理者の指定の議決を受けた後、町と指定管理者の協議により仕様を確定し、指定管理業務に係る基本協定及び年度協定を締結する。

14. 問合せ

〒822-1392　福岡県田川郡糸田町 1975 番地 1

糸田町役場　子育て支援課　担当：上野

電話番号：0947-26-1233

F　A　X：0947-26-1651

メ　ー　ル：kosodate@town.itoda.lg.jp